



Title	障がいを持つ居住者の生活空間におけるバリアフリー化に関する研究
Author(s)	柳, 尚吾
Citation	大阪大学, 2013, 博士論文
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/26197
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

論文内容の要旨

〔題名〕 障がいを持つ居住者の生活空間におけるバリアフリー化に関する研究

学位申請者 柳 尚吾 (RYU SANG-OH)

生活空間とは、自らの生活行為はもとより、地域活動としての交流・文化・防犯・子育てなど諸活動が行われている場所であり、その範囲は人により異なるが、本論文での生活空間は居住する住宅を中心とする歩行がメインになる地域内の空間に限定している。そして本論文は、住宅のバリアフリー改修から生活関連施設への適正距離などを提案するという住宅から生活空間までの広い範囲を研究の範囲とするが、とくに生活空間内で高齢者や障がい者が快適に継続して生きていけるように、歩行を中心としたバリアフリーな生活空間を構築するための基礎的知見を得ることを目的としている。本論文は以下の7章から構成されている。

第1章は序論であり、本研究の背景、目的、方法を述べるとともに、本研究の位置づけを明らかにしている。

第2章では、前提となる高齢者の歩行限界を既往研究から算出し、生活空間の基礎的事項を論述すると共に、既往研究や法律から生活空間における生活関連施設を分類している。

第3章では、障がい者の屋内歩行形態別の住宅改修ニーズを明らかにし、障がい者の住宅内環境の改善に向けた知見を得ることを目的として、韓国ソウル市の障がい者100世帯を対象に住宅の改修前から改修後まで訪問調査を行っている。まず、屋内歩行形態を「独立歩行」、「にじり歩行」、「介助歩行」、「独立歩行不可能」の4種に、生活行為を「移動」、「空間活用」、「その他」の3種に、さらに空間を「アプローチ」、「玄関」、「居室空間」、「水回り空間」、「その他」の5種にそれぞれ分類した上で、改修内容に関する分析を行っている。対象者は、肢体・脳病変障がい者が68%で、障がい等級は1・2級の重症障がい者が56%であり、屋内補助手段を使用しているのは25世帯で、特に車いす以外の歩行補助器使用が15世帯もあることを示している。また、対象者の住宅種別は多世帯住宅が51世帯であり、所有形態は賃貸が72世帯で多いこと、独立歩行以外の対象者の居住階は塔屋・エレベータがない2階以上あるいは半地下に住んでいる世帯が17世帯(40.5%)もあり、住宅からの出入りに困難が伴う状況であることが分かった。バリアフリー改修は「水回り空間」が49%で、改修内容は主に手すり設置、段差解消などの「移動」に関する改修が77%で行われていること、また、「独立歩行」と「介助歩行」では水回り空間の改修、「にじり歩行」では玄関、水回り空間、居室空間の改修、「独立歩行不可能」では居室空間の改修が主に行われており、屋内歩行形態別に優先される改修内容が異なることなどを示している。

第4章では、生活関連施設の適切な配置・アクセスや施設間のネットワークなどの方向性を示すことを目的として、ソウル市の高齢者を対象としてアンケート調査やインタビュー調査、現地調査を行っている。まず、アンケート調査からは高齢者による使用が多い4施設(公共施設、敬老堂、休憩施設、福祉施設)の要望が高いこと、それらは約400m以下の距離、すなわち高齢者が徒歩で約10分以内に配置や連携のための再整備が必要であることを提示している。さらに現地調査から、利用施設からの距離が400～500mである居住面積比率が対象地域の44～47%であり、多くの居住者が歩行でアクセスするのに不便を感じていることを示している。

第5章では、日本の豊中市における障がいをもつ居住者8名を対象として、在宅生活や生活空間の中での現状を調査し、生活の特徴やパターンを分析すると共に、生活空間のバリアフリー化のための方向性を提示することを目的としている。ヒアリング調査からは、障がい者向住宅が不足していること、障がい者世帯が長く居住する場合は家族の変化や障がいの悪化などによる対応も必要であること、生活関連施設の利用に関しては健常者との違いはあまりないが地域での生活時間が長いことなどが分かった。さらに、長時間歩行が困難な人に対する生活関連施設やトイレの適切な設置が必要であることが分かった。最後に、生活空間では趣味・文化生活などの活動も多いことから地域内での人々との交流ができる馴染みがある場の設置の重要性を指摘している。

第6章では、豊中市において空き家を活用した福祉施設への用途転用事例を通して、空き家という地域資源の活用法、生活空間への福祉施設の馴染み方、利用者へのアクセス等について考察を行っている。物件の選定から改修を行うまで、耐震性の確保や法規の検討、さらにはバリアフリー化が困難な所や予算内での工事など多くの事

項が設計段階で解決せざるを得なかったこと、実際の運営開始後にも、利用者や物により空間利用が変わる場合があり、計画時には様々な想定への対応が必要であることを示している。とくに、古い住宅の場合には、耐震性やバリアフリーなど法律面の対応や経済的な問題も発生することなどから、今後、同種の施設を計画する場合には複雑な要件をクリアするために緻密な計画が必要であると考えられる。

第7章では、本研究で得られた成果を総括し、障がいを持つ人の生活空間でのバリアフリーな生活のための方向性を示すとともに今後の課題を提示し、本研究の結論としている。

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏 名 (柳 尚 吾 (SANG-OH RYU))			
論文審査担当者	(職)	氏 名	
	主 査	教授	横田隆司
	副 査	教授	木多道宏
	副 査	教授	阿部浩和
	副 査	講師	飯田 匡
論文審査の結果の要旨 生活空間とは、自らの生活行為はもとより、地域活動としての交流・文化・防犯・子育てなど諸活動が行われている場所であり、その範囲は人により異なるが、本論文での生活空間は居住する住宅を中心とする歩行がメインになる地域内の空間に限定している。そして本論文は、住宅のバリアフリー改修から生活関連施設への適正距離などを提案するという住宅から生活空間までの広い範囲を研究の範囲とするが、とくに生活空間内で高齢者や障がい者が快適に継続して生きていけるように、歩行を中心としたバリアフリーな生活空間を構築するための基礎的知見を得ることを目的としている。本論文は以下の7章から構成されている。 第1章は序論であり、本研究の背景、目的、方法を述べるとともに、本研究の位置づけを明らかにしている。 第2章では、前提となる高齢者の歩行限界を既往研究から算出し、生活空間の基礎的事項を論述すると共に、既往研究や法律から生活空間における生活関連施設を分類している。 第3章では、障がい者の屋内歩行形態別の住宅改修ニーズを明らかにし、障がい者の住宅内環境の改善に向けた知見を得ることを目的として、韓国ソウル市の障がい者100世帯を対象に住宅の改修前から改修後まで訪問調査を行っている。まず、屋内歩行形態を「独立歩行」、「にじり歩行」、「介助歩行」、「独立歩行不可能」の4種に、生活行為を「移動」、「空間活用」、「その他」の3種に、さらに空間を「アプローチ」、「玄関」、「居室空間」、「水回り空間」、「その他」の5種にそれぞれ分類した上で、改修内容に関する分析を行っている。対象者は、肢体・脳病変障がい者が68%で、障がい等級は1・2級の重症障がい者が56%であり、屋内補助手段を使用しているのは25世帯で、特に車いす以外の歩行補助器使用が15世帯もあることを示している。また、対象者の住宅種別は多世帯住宅が51世帯であり、所有形態は賃貸が72世帯で多いこと、独立歩行以外の対象者の居住階は塔屋・エレベータがない2階以上あるいは半地下に住んでいる世帯が17世帯(40.5%)もあり、住宅からの出入りに困難が伴う状況であることが分かった。バリアフリー改修は「水回り空間」が49%で、改修内容は主に手すり設置、段差解消などの「移動」に関する改修が77%で行われていること、また、「独立歩行」と「介助歩行」では水回り空間の改修、「にじり歩行」では玄関、水回り空間、居室空間の改修、「独立歩行不可能」では居室空間の改修が主に行われており、屋内歩行形態別に優先される改修内容が異なることなどを示している。 第4章では、生活関連施設の適切な配置・アクセスや施設間のネットワークなどの方向性を示すことを目的として、ソウル市の高齢者を対象としてアンケート調査やインタビュー調査、現地調査を行っている。まず、アンケート調査からは高齢者による使用が多い4施設(公共施設、敬老堂、休憩施設、福祉施設)の要望が高いこと、それらは約400m以下の距離、すなわち高齢者が徒歩で約10分以内に配置や連携のための再整備が必要であることを提示している。さらに現地調査から、利用施設からの距離が400～500mである居住面積比率が対象地域の44～47%であり、多くの居住者が歩行でアクセスするのに不便を感じていることを示している。 第5章では、日本の豊中市における障がいをもつ居住者8名を対象として、在宅生活や生活空間の中での現状を調査			

し、生活の特徴やパターンを分析すると共に、生活空間のバリアフリー化のための方向性を提示することを目的としている。ヒアリング調査からは、障がい者向住宅が不足していること、障がい者世帯が長く居住する場合は家族の変化や障がいの悪化などによる対応も必要であること、生活関連施設の利用に関しては健常者との違いはあまりないが地域での生活時間が長いことなどが分かった。さらに、長時間歩行が困難な人に対する生活関連施設やトイレの適切な設置が必要であることが分かった。最後に、生活空間では趣味・文化生活などの活動も多いことから地域内での人々との交流ができる馴染みがある場の設置の重要性を指摘している。

第6章では、豊中市において空き家を活用した福祉施設への用途転用事例を通して、空き家という地域資源の活用法、生活空間への福祉施設の馴染み方、利用者へのアクセス等について考察を行っている。物件の選定から改修を行うまで、耐震性の確保や法規の検討、さらにはバリアフリー化が困難な所や予算内での工事など多くの事項が設計段階で解決せざるを得なかったこと、実際の運営開始後にも、利用者や物により空間利用が変わる場合があり、計画時には様々な想定への対応が必要であることを示している。とくに、古い住宅の場合には、耐震性やバリアフリーなど法律面の対応や経済的な問題も発生することなどから、今後、同種の施設を計画する場合には複雑な要件をクリアするために緻密な計画が必要であると考えられる。

第7章では、本研究で得られた成果を総括し、障がいを持つ人の生活空間でのバリアフリーな生活のための方向性を示すとともに今後の課題を提示し、本研究の結論としている。

公聴会においては、本論文の特徴である住宅改修から地域生活までの幅広い調査の意義や、日本と韓国での比較調査に対する質疑等がなされた。また、健常時から障がいを持つようになるまでのライフステージに応じた生活空間のあり方への議論が行われ、当論文の示唆する新たな地域計画の重要性を確認するに至った。

以上のように、本論文は生活空間における障がい者の詳細な実態調査を行うことにより、障がい者が社会において快適に過ごすためのさまざまな知見を得ており、これからの建築・都市計画に応用できる有用な研究成果として評価される。

よって本論文は博士論文として価値あるものと認める。